

## 第6章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項 (景観法第8条第2項第5号)

### 1. 基本的な考え方

本市では、美しく魅力ある景観の形成及び安全なまちづくりを目指し、屋外広告物法に基づき「下関市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の表示及び設置について、広告物の種類ごとに許可基準を設けています。

現在、本市全域を対象とした屋外広告物の規制が実施されるとともに、本市の特徴的な景観のひとつである関門海峡や響灘（日本海）を望む景観を保全するため、国道9号・国道191号等から海側の地域や、角島等の観光地、景勝地の景観保全に向けた特別な規制を適用する地区として「海岸景観保全特別制限地区」を指定する等、積極的に屋外広告物の景観誘導を実施しています。

今後は、景観計画に基づき、良好な景観の形成につながる屋外広告物の表示等に関する取り組みを進めるため、「景観形成地域」及び「景観重点地区」の指定とも協力・連携しながら、必要に応じて屋外広告物条例の見直しを行う等、積極的な規制誘導を推進していきます。

なお、関門景観条例に基づき、すでに屋外広告物に関する基準を設けている関門景観形成地域における屋外広告物の表示等の基準は、次に示すとおりです。

### 2. 関門景観形成地域における屋外広告物に関する事項※

※地区番号はP18「下関景観計画区域：関門景観形成地域」参照

関門景観条例に基づく景観形成指針を踏襲し、屋外広告物の表示等に関する行為の制限は以下のとおりとし、建築物等と一体となった良好な景観形成の誘導を図ります。

#### ①火の山地区

項目	屋外広告物の表示等に関する基準
共通	<input type="checkbox"/> 広告物は掲出しないように努める。

#### ②前田（火の山山裾）・壇之浦地区

項目	屋外広告物の表示等に関する基準
共通	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないように努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景の山並みや周辺のまちなみから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

- ③唐戸地区、④市街地丘陵地地区、⑤下関都心地区、⑥下関第2突堤地区、  
⑦彦島沿岸部地区、⑧彦島丘陵地地区、⑨彦島田の首地区

項目	屋外広告物の表示等に関する基準
共通	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないように努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、周辺のまちなみから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

⑩巖流島地区

項目	屋外広告物の表示等に関する基準
共通	<input type="checkbox"/> 広告物は、できる限り小規模なものとし、自己表示以外のものは掲出しないように努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、周辺環境に融け込む形態、色彩とする。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。